

令和3年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年12月13日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月17日 午前10時00分		
	延 会	12月17日 午前10時55分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	7	玉 城 みちよ	8	與 那 勝 治
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	比 嘉 克 雄	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和3年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第4号

令和3年12月17日（金曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ **座間味 薫 議長** ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次、発言を許します。

10番與儀常次議員の発言を許します。10番與儀常次議員。

○ **10番 與儀常次 議員** 皆さん、おはようございます。令和3年今帰仁村議会定例会に当たり、さきに通告いたしました点について質問いたします。

質問事項1. 慰霊塔施設「平和公園（仮称）」の改修工事について。質問要旨、今帰仁村の慰霊塔は設置から、半世紀以上が経過し、老朽化が進み景観上の問題となっています。管理作業のしやすいようにして誰でも集うことができる平和学習の場としての「平和公園（仮称）」の整備計画はありますか伺います。

質問事項2. 軽石の撤去について。質問要旨、軽石の撤去作業は、国、県の補助金と今帰仁村の予算で撤去されるとのことですが、作業される場所は村全体どのように区分されるのか伺います。

質問事項3. 北山高校駅伝部について。質問要旨（1）どうして北山高校駅伝部顧問を支援する会から議会への陳情書を学校側に取り下げするように言ったのですか伺います。（2）どうして令和3年9月の定例会、私の一般質問を取り下げするように駅伝部顧問へメールしたのですか伺います。（3）令和3年9月の定例会で北山高校駅伝部のことについて一般質問をしてあつから、議会のたびごとに、4、5回ほど議会全員協議会において、私に対していろいろな行為がありましたが、それは村長の指示によるものですか伺います。（4）令和3年3月定例会、議員一般質問において「しまくとぅば」発言、及び9月8日議場外で北山高校駅伝部のことで副村長と大きな声を出して口論したことについて、村長から9月22日の文書では、内容によっては「侮辱罪」「威力業務妨害罪」「名誉棄損」「傷害罪」で司法の場において対応することも検討したいと考えるとありますが、これはどのような罪にあたるのか。今後どのように検討していくのか。また村長や元保護者が、学校（北山）顧問に行なった行為はどのような罪にあたりますか伺います。（5）令和3年1月25日、私が村長室において、課長2人と4人で北山高校駅伝部のことは早めに顧問と保護者と同じテーブルで話し合いをしていかないと大変なことになりますと言いました。その後どのような指導対応をされたのか伺います。（6）令和3年9月3日に、北山高校駅伝部元保護者から沖縄県議会へ陳情書が提出され受理されました。村長はその出された文書の内容は正しく事実であると思っておりますか伺います。（7）9月の一般質問に対する答弁でのスクールロイヤー、スクール弁護士について伺います。（8）議会事務局入口に「子ども110番」の看板がありますが、あれはどのような意味なのか伺います。（9）子ども達は、沖縄の未来を支える「宝」「財産」です。今帰仁村で頑張っている子ども達は社会全体で支えているという力強いメッセージを発信していくべきだと思いますが、村長はどのように考えていますか伺います。

○ **座間味 薫 議長** 久田浩也村長。

○ **久田浩也 村長** 皆さん、おはようございます。

10番與儀常次議員の質問にお答えいたします。質問事項1. 慰霊塔施設「平和公園（仮称）」の改修工

事についてお答えいたします。今帰仁村字平敷地内にあります慰霊塔は、昭和30年に建立され66年が経過しております。ご指摘のとおり老朽化が進んでいると考えられますので、今後、耐力度調査などを行い、改修、再建築等を検討してまいります。また「平和公園（仮称）」については新たな大型事業となりますので、補助金の活用等を含め調査研究してまいります。

質問事項2. 軽石の撤去作業についてお答えいたします。令和3年8月に発生した福徳岡ノ場（ふくとくおかのば）噴火による沖縄県沿岸への軽石漂着被害は、漁業をはじめとする様々な業種へ深刻な影響を及ぼしております。村としましては、漁船などの船舶航行の支障となる漁港内に流入した軽石について迅速な対応が必要と考え、現在災害復旧事業による応急工事を進めております。また、災害復旧事業に該当しない漁港海岸へ漂着した軽石については、沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し回収等を行う計画をしております。

質問事項3につきましては、副村長から答弁をいたします。

○ 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 皆さん、おはようございます。

10番與儀常次議員の質問にお答えしたいと思います。質問事項3. 北山高校駅伝部について。初めに、去る9月議会におきまして、申し上げましたとおり、北山高校駅伝部の件は一義的に県立高等学校の問題ではありますが、学生や子供たちのことをしっかり見守るという立ち位置は現在も変わっておりません。今、北山高校駅伝部は26日の都大路全国駅伝大会を目前に最終の仕上げ、体力、技術、特にメンタルの調整を行う最も大事な時期を迎えていると思います。部員が大会で最大限に力を発揮できるよう、私たちにできることは静かに見守り、支えることではないでしょうか。それではお答えいたします。

質問要旨（1）について、そのような事実はありません。質問要旨（2）について、村長は村役場公式メールアドレスを使用しておりませんので、そのような事実はありません。質問要旨（3）について、議会全員協議会に出席しておりませんので、協議会での内容は把握しておりません。質問要旨（4）について、どのような罪にあたるかは司法の判断に委ねます。質問要旨（5）について、村長室において話し合いを行ったことはありません。質問要旨（6）について、県議会への陳情書に対し市町村の立場から申し上げることはありません。質問要旨（7）9月の一般質問に対する答弁でのスクール弁護士についてお答えいたします。スクール弁護士については、学校内でのいじめ、不登校、体罰、教職員と保護者間でのトラブルなど学校で発生する様々な問題について学校へ助言する弁護士のことを指します。質問要旨（8）議会事務局入り口にある「こども110番」の看板についてお答えいたします。こども110番の家については、犯罪などの被害に遭い、または遭いそうになって助けを求めてきた子ども等の保護や、事件事故の発生を認知した時の110番通報、学校・家庭への連絡など、地域ぐるみで子供達の安全を見守っていく目的で登録された施設・店舗・住宅などを指しますが、質問にある議会事務局入り口にある看板については、設置の経緯が不明であること、また役場庁舎自体登録された施設ではないことから取り外しを考えております。質問要旨（9）子ども達を社会全体で支えているという力強いメッセージを発信していくべきということについては、私としましても全く同じ考えであります。

最後に所感を述べさせていただきます。質問要旨にあります9月8日、臨時会終了後に私は多くの職員

が業務をする中で、長時間にわたり、ヤーフリムンなどと激しい暴言、罵声を浴び侮辱されました。あの状況を今でも鮮明に記憶しております。皆さん、9月18日は何の日に制定されているかご存じでしょうか。2006年、沖縄県は沖縄の島々で伝えられている琉球方言を次世代へ継承させていこうとの趣旨、くとうば9月18日を「しまくとうばの日」と制定しました。祖先、ウヤファーフジやアイデンティティを大切にしているウチナーンチュ、しまくとうばは最も大切な文化の一つです。次世代へ継承させるしまくとうばは暴言ではなく、人に優しい言葉であってほしいと願うのは私だけでしょうか。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 議長より裁可いただきましたので、発言をいたします。

10番與儀常次議員より、昨日においても議場内で数名の課長に対しまして、威圧的な態度を取っているとの報告がございました。副村長共々、泣いて馬謬を斬る思いで、村民に間違った発言があってはならないとの思いから、この場において申し上げます。一連の與儀議員の行為は憲法11条、基本的人権の尊重、会議規則第102条品位の尊重に明らかに違反しているものと思われまます。議会の品位を汚し、村民の信用を失墜させ、議会運営、行政運営に多大な影響を与える行為であり、議会の品位を欠くだけでなく、資質を疑わざるを得ず、看過できない重大な事態と判断しているところでございます。この際、私どもから議長、議会運営委員長へ直ちに対応していただくよう、強く要請をいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時16分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時17分)

山城 太 議会運営委員長。

○ 山城 太 議会運営委員長 これから議運を開きたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時17分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時54分)

山城 太 議会運営委員長。

○ 山城 太 議会運営委員長 ただいま議会運営委員会で協議いたしまして、本日の本会議は延会と決定いたしましたので報告いたします。

○ 座間味 薫 議長 ただいま議運委員長より、申出がありましたとおり、本日都合により、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時54分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

先ほど申し上げましたとおり、これにて延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

本日は、これで延会いたします。

(延会時刻 午前10時55分)